

転出届・転入届をお忘れなく

進学・就職・転勤などにより、引越しの多い季節になりました。
住所が変わったときや世帯に変更があったときは、決められた日までに届け出をしてください。

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝を除く)

こんなときは	届出期間	届出人	手続きに必要なもの
【転入届】 他の市区町村から 鏡野町へ 引越してきたとき	鏡野町内へ 住所を 移した日から 14日以内	本人または 転入後の 世帯員 (注1)	○転出証明書(前住所地の市区町村長発行) ○届出人の本人確認書類(注2) ○ 異動者全員のマイナンバーカード (所有者のみ、暗証番号が必要) 【国外からの転入】 ◇パスポート(帰国日が確認できるもの) ◇戸籍謄(抄)本・戸籍の附票(本籍が鏡野町以外にある方)
【転居届】 鏡野町内で 住所が 変わったとき	住所を 移した日から 14日以内	本人または 世帯員 (注1)	○届出人の本人確認書類(注2) ○国民健康保険証(加入者のみ) ○ 異動者全員のマイナンバーカード (所有者のみ、暗証番号が必要)
【転出届】 鏡野町から 他の市区町村へ 引越すとき	住所を移す 予定日の 1か月前から 届出が可能	本人または 転出前の 世帯員 (注1)	○届出人の本人確認書類(注2) ○国民健康保険証(加入者のみ) ○印鑑登録証(印鑑登録者のみ) ⇒転出手続き後に、新住所地の市区町村へ提出 する「転出証明書」を発行します。
【世帯変更届】 世帯主変更、 世帯分離・世帯 合併したとき	変更した日 から 14日以内	本人または 世帯員 (注1)	○届出人の本人確認書類(注2) ○国民健康保険証(加入者のみ)

注1 代理人が届け出る場合は、本人または世帯員が作成した委任状が必要です。

注2 運転免許証・マイナンバーカード・旅券(パスポート)・在留カード・特別永住者証明書等の官公庁が発行した顔写真付きの本人確認書類を持参してください。

※ 介護保険・後期高齢者医療保険・子ども医療・児童手当等に該当する方は、それぞれの手続きが必要です。押印が必要な手続きもございますので、詳しくは鏡野町総合福祉課、子育て支援課及び各振興センター、新住所地の市区町村へお問い合わせください。

※ 手続きによってはお時間がかかるものもございますので、来庁される際には時間に余裕をもってお越しください。

マイナポータルからオンラインで転出届を提出できるようになりました

引越す際に手続きが必要な転出届は、マイナポータルを通じてオンラインによる提出が可能です。このサービスを利用する方は、転出にあたり鏡野町への来庁が原則不要となります。

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方がご利用いただけます。

ご自身単身での引越しの他、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の方の引越しでも利用可能です。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続きが必要です。



マイナポータル



デジタル庁政策ページ

「引越し手続きについて」

「スマホ用電子証明書搭載サービス」

お問い合わせ先

鏡野町住民税務課 住民窓口係 電話(0868)54-2985 / 奥津振興センター 電話(0868)52-2211
上齋原振興センター 電話(0868)44-2111 / 富振興センター 電話(0867)57-2111